

令和七年二月
第三百二十一回定例会

青森県議会予算特別委員会記録

第四号

三月十七日(月)午前十時五十九分開始

開催場所 西棟大会議室

出席委員 二十二名

委員長 工藤 慎 康

副委員長 福士 直 治

田中 順 造 田名部 定 男

清水 悦 郎 三 橋 一 三 鹿 内 博

櫛 引 ユキ子 高 橋 修 一 川 村 清 文

今 博 花 田 栄 介 菊 池 勲 悟

小比類 卷 正 規 大 崎 光 明 吉 俣 洋 修

工 藤 悠 平 夏 堀 嘉 一 郎 夏 坂 修

後 藤 清 安 大 澤 祥 宏

欠 席 委 員 一 名

蛭 沢 正 勝

出席事務局職員

議事課 長 角 田 正 人 副 参 事 鳴 海 康

総括主幹 下 村 恭 子 総括主幹専門員 中 野 弥 寿 喜

主 幹 荒 井 千 万 人 主 査 渡 邊 愛 実 子

主 査 中 畑 祥 将 主 査 北 沢 友 規

出席説明員

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事 奥 田 忠 雄

総 務 部 長 澤 純 市

財 務 部 長 千 葉 雄 文

総 合 政 策 部 長 奈 良 浩 明

こ ども 家 庭 部 長 若 松 伸 一

交 通 ・ 地 域 社 会 部 長 舩 木 久 義

環 境 エ ネ ルギ ー 部 長 坂 本 敏 昭

健 康 医 療 福 祉 部 長 守 川 義 信

経 済 産 業 部 長 三 浦 雅 彦

観 光 交 流 推 進 部 長 齋 藤 直 樹

農 林 水 産 部 長 成 田 澄 人

県 土 整 備 部 長 古 市 秀 徳

危 機 管 理 局 長 豊 島 信 幸

国 ノ ボ ・ 障 ノ ボ 局 長 出 崎 和 夫

会 計 管 理 者 美 濃 谷 邦 康

病 院 局 長 荒 関 浩 巳

教 育 局 長 風 張 知 子

警 察 本 部 長 小 野 寺 健 一

監 査 委 員 事 務 局 長 松 田 大

人 事 委 員 会 事 務 局 長 工 藤 正 明

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 平 尾 悠 樹

○工藤(慎)委員長 ただいまから予算特別委員会を開きます。

○工藤（慎）委員長 質疑を継続いたします。

後藤清安委員の発言を許可いたします。——後藤委員。

○後藤委員 おはようございます。参政党の後藤清安です。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について、歳出二款二項一目「企画総務費」、連携・協働による所得向上・労働力確保推進事業の取組について、まず伺います。

先日、十四日に出入国在留管理庁から二〇二四年末の在留外国人数が三百七十六万八千九百七十七人で、過去最多を更新したと発表がありました。本県においては八千六百三人で、一〇・三%増だそうです。外国人比率が本県でもじわじわと高くなっているのが分かります。

そこで、まず、市町村を対象とした外国人労働者の受入れ環境整備に係る補助金を創設する目的について伺います。

○工藤（慎）委員長 総合政策部長。

○奈良総合政策部長 外国人労働者の本県への就職、定着については、雇用に向きかな事業者への雇用手続などのサポートとともに、外国人労働者の仕事や生活の場となる市町村における受入れ環境の整備が重要と考えています。

早期に取り組む市町村を後押しするため、令和七年度において、外国人労働者の受入れ環境整備に係る補助金を創設するものです。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 早期に取り組む市町村へ向けてという答弁でしたけれども、具体的にどのような取組に対して補助金の対象とするのかお伺いします。

○工藤（慎）委員長 総合政策部長。

○奈良総合政策部長 補助金の対象となる取組につきましては、現在

詳細を検討しているところですが、主な取組として、ホームページや冊子など暮らしに役立つ各種情報ツールの多言語化や公共施設などの多言語対応、地域との共生に向けた交流イベントなどの開催、日常生活を営む上で必要となる日本語教室の開催、外国人労働者や住民、事業者等に対するアンケート調査の実施などに要する経費を想定しており、市町村のニーズに対応できるように、幅広く検討してまいります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 アンケートによりますと、まだ事業者の皆様も割と慎重な感じで、行く行くは検討するかもしれないという回答だったと拝見しましたけれども、確認の意味も含めてお聞きします。労働力確保は非常に重要ではありませんけれども、若者とか、女性とか、シニア層とか、外国人以外にも労働力確保はいろいろありますけれども、県の取組の優先度について確認いたします。

○工藤（慎）委員長 総合政策部長。

○奈良総合政策部長 労働力確保に向けて、県といたしましては、若者や女性の県内定着、還流に取り組むことが最も重要であると考えております。また、シニア層など潜在労働力の就業促進や各産業分野における人材確保に向けた取組も一層進めていく必要があると考えております。

その上で、各産業分野における労働力不足が今後ますます厳しさを増してくることを踏まえると、外国人労働者の雇用について、事業者の関心の高まりに比べ、雇用に向きかな事業者が必要な人材を確保できるようなサポートしていきたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 日本人として働きたくても働けない人たち、引き籠もっている人たちも全国百四十六万人という数字もありますので、まずは日本人が活躍できるようなところへの注力を期待しております。

次に、歳出二款二項一目「企画調整費」、あおもりSDGs取組拡

大推進事業の取組についてです。

SDGsは、二〇一五年に国連総会で百九十三の加盟国によって採択された持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダの核となる目標ですが、その活動の盛さや具体的な進捗状況は国や地域によって大きく異なっております。

そこで、まず、本事業実施の背景と目的について伺います。

○工藤（慎）委員長 総合政策部長。

○奈良総合政策部長 持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDGsは、環境、教育、経済、まちづくりなどの幅広い分野にまたがり、その達成のためには、企業、団体、自治体など、あらゆる主体が自分事として考え、行動することが大切です。

これまで、県では、県民向けセミナーの開催や県内事業者の取組事例集の作成、青森県SDGs取組宣言登録制度の創設、運用等に取り組んできたところですが、登録制度の認知度が低いことなどの課題も生じていたところです。

県といたしましては、登録事業者の一層の増加と県全体のさらなるSDGsの取組拡大を図るためには、SDGsへの関心が高い若い世代にも焦点を当てた情報発信などが必要と考え、本事業を実施することとしたものです。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 では、本事業の取組内容について、具体的なところを伺います。

○工藤（慎）委員長 総合政策部長。

○奈良総合政策部長 本事業では、学校などでSDGsに触れる機会が多い若い世代が本県におけるSDGsの取組やSDGs取組宣言登録制度、登録事業者等に関する情報をより手軽に入手でき、活用できるように、新たにポータルサイトを構築することとしております。

また、SNSやインターネット広告を活用して、ポータルサイトや

登録事業者、県内のSDGs関連イベントなどに関する情報発信を行うこととしております。

さらに、登録事業者や市町村等がSDGsについて共に学び、情報交換ができるSDGs交流会や、登録事業者が取組をブラッシュアップするための個別相談会を実施する予定としております。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 今の若い世代は非常に社会貢献度が高いことに意識が向いているというのがありますので、そういう意味では企業のPRにも有効かと思うのですが、アメリカはこれまで国連に対してSDGsの行動計画を提出したことがなく、国内での認知度も低いというのがあります。トランプ政権は国連の二〇三〇アジェンダを放棄しているということにおいても、非常にこの取組は流動的であるということとを付け加えておきます。

続いて、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、こどもまんなか青森形成事業の取組についてです。

まず、本事業を実施するに至った背景について伺います。

○工藤（慎）委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 県では、こども基本法に基づき、先般、青森県こども計画を策定し、基本理念にこども・若者が、安心して、幸せに生活できるよう社会全体で支援し、こども・若者が、青森県の未来を担い、次世代を育んでいく「こどもまんなか青森」を掲げ、子供施策を総合的に推進することとしております。

子供施策の推進に当たっては、子供の最善の利益を第一に考え、子供が権利の主体であることの理解促進や子供の意見の施策への反映等に取り組むことがとりわけ重要であるため、本事業を実施することとしたものです。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 こども基本法にあるように、子供の意見尊重、そして最

善の利益を優先するというところは非常に重要なことかと思えます。子供の権利に対する理解促進ということが重要と考えますけれども、具体的な取組内容について伺います。

○工藤（慎）委員長　こども家庭部長。

○若松こども家庭部長　本事業では、子供自身や周りの大人が子供の権利について理解を深めるため、子供の権利や本県の子供施策等分かりやすく解説した冊子を作成し、市町村や学校、こどもの居場所等の関係機関へ配布することとしております。

また、子供の意見を聞く仕組みづくりとして、子供向けウェブサイトを構築し、本県の子供施策等を紹介するとともに、ウェブアンケートにより子供の意見聴取を行うこととしております。

○工藤（慎）委員長　後藤委員。

○後藤委員　子供向けに意見が集められるサイトの構築ということで、多くの子供たちがそこに意見を投稿してくれることを期待します。

本県でも親が離婚した子供というのが非常に多くいると思うのですが、親が離婚した子供の権利をどのように守り、子供の意見をどのように聞いて対応していくのかということについて、県の考えを伺いたいと思います。

○工藤（慎）委員長　こども家庭部長。

○若松こども家庭部長　父、母が離婚後も適切な形で子供の養育に関わり、その責任を果たすことは、子供の権利を確保するために重要と考えております。

県では、離婚した親を持つ子供への支援については、ひとり親家庭への支援としてこれまででも対応しているところですが、その一方で、国では令和六年五月の民法等の一部改正により、共同親権の導入等について定め、公布から二年以内に施行するとしております。

この共同親権の導入により、父、母がそろって子育てに関わることのできる、親権争いが避けられる、離婚後も一方に負担が偏らない、

養育費の請求がしやすくなる、面会交流が実施されやすくなるなどのメリットがあり、子供の利益の確保につながると言われております。

なお、国において本制度の運用に向け検討を進めていると承知しており、県としましては、今後発出される国からの通知等を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

○工藤（慎）委員長　後藤委員。

○後藤委員　この民法改正、非常に大きなところだと思いますので、これからいろいろまた動きが出てくると思うのですが、離婚した親の場合、同居親が子供が会いたくないと言っているとか、当日体調が悪くなったと言って会うことをキャンセルされたりとか、別居親に会わせないようにするケースというのが指摘されております。

法務省が令和二年に行った未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態調査を見ますと、三七％の子供たちは父母の別居を望んでいなかったと。また、どちらかと一緒に住むときに、自分の希望する側と一緒に住めた子供は五〇％しかいなかったことが出ています。三二・五％の子供は本当は別居親と住みたかったと回答しているというデータがあります。子供の権利を守る、子供の意見を聞くということを重視するのであれば、離婚の多い青森県においても、この問題にしっかりと向き合っていたく必要があると考えます。

全国的には親子交流の支援が進んできていますし、こども家庭庁でも離婚前後家庭支援事業が今年度予算化されておりまして、その中で親子交流支援も含まれています。今回、本県の事業に親子交流を促進するものがないということを残念に思っております。今後、ぜひ検討していただくよう要望します。

続いて、歳出三款二項五目「ひとり親家庭等福祉費」、こどもの居場所づくり促進事業の取組についてです。

こどもの居場所づくりについては、昨年九月の一般質問で、本県が学校以外の選択肢としてフリースクールやオルタナティブスクールの

取組が遅れていることに触れ、質問させていただきました。今回の予算案で新たに事業案に加えていただいたことをうれしく思っております。

まず、こどもの居場所づくり促進事業費補助の補助額と補助団体数の考え方についてお聞きします。

○工藤（慎）委員長　こども家庭部長。

○若松こども家庭部長　本事業の補助額については、こどもの居場所の新規立ち上げや活動を拡充する際に必要となる備品等の購入費用として、一団体当たり五十万円を上限としております。

また、補助団体数は、令和二年度から令和五年度までのこどもの居場所の増加数の平均が年間十三か所であることから、本補助事業をきっかけとして、新規立ち上げや活動の拡充が進んでいくことを想定し、その二倍の二十六か所としております。

○工藤（慎）委員長　後藤委員。

○後藤委員　倍が増えていくことを私も期待しておりますが、社会福祉施設等に対してセミナーを開催する趣旨についてお伺いします。

○工藤（慎）委員長　こども家庭部長。

○若松こども家庭部長　保育所、障がい者福祉施設、老人福祉施設といった社会福祉施設等は、既存設備の活用やスタッフの募集、確保等において、こどもの居場所づくりに取り組みやすい環境を有していると考えており、また、青森県社会福祉協議会に登録しているこどもの居場所八十六か所のうち、任意団体、個人の四十か所を除くと、半数の二十三か所が社会福祉施設等となっております。

このことから、社会福祉施設等を対象としてセミナーを開催することで、こどもの居場所づくりの意義や必要性を周知し、こどもの居場所の開設を促すこととしているものでございます。

○工藤（慎）委員長　後藤委員。

○後藤委員　県内に二千四百人以上の児童生徒が現在学校に行けてい

ないと言われていきますので、校内フリースクールと併せて、学校以外にも居場所が増えることで、子供たちの社会的なつながりが保てることを期待しています。家から遠いと、その場所まで通う交通手段がなかったり、費用的に余裕がない家庭も多いという声を聞きます。県内各地にそういう場所が増えることで、通える子供たちも増えるのではないかと思いますので、ぜひ働きかけをしていただきたいと思います。

しかし、まだ不十分だと思っております。それは運営する上での人件費なんですね。今回もこれまでと同じように備品等に関する支援ということで、備品はリサイクル品とか寄附で賄えることも多かったですりするわけなんですけれども、子供たちをしっかりと支援できる人材の配置ということが重要で、そこが運営面でのハードルになっている方々も多いです。

こども家庭庁の資料を見ますと、令和七年度予算案にこどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業というのがありました。国と都道府県、市区町村で二分の一ずつの補助率、一名配置で五百万円ほどの補助額ということでした。こういうものなども活用するなどして、さらに県内のこどもの居場所づくりの質と量、双方高めていただけるように要望いたします。

続いて、歳出四款四項二目「医務費」、医療・介護ICT推進事業の取組についてお聞きします。

まず、オンライン診療設備整備費補助の実施により期待される効果についてお聞きします。

○工藤（慎）委員長　健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長　本事業を実施し、本県のオンライン診療を強力に、そして迅速に推進していくことにより、患者やその御家族の通院に係る負担が軽減されるとともに、様々な診療科を受診できるなど、県民の皆さんが医療機関までの距離等に関わらず、必要なときに適切に医療を受けられる環境の整備が期待されます。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 医療機関にはエリアもそうですし、規模もいろいろあると思うのですが、何か所くらいの設備設置を想定しているのかお聞きします。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 青森県DX推進プランにおいて、令和十年十二月における本県の情報通信機器を用いた診療に係る基準の届出施設数の目標値が八十六施設となっており、令和六年七月時点での施設数は六十二施設であるため、二十四施設の増加を目標としています。

今回のオンライン診療設備整備補助においては、本県のオンライン診療を強力に推進し、令和十年十二月の目標値を令和八年三月までに前倒しして達成したいと考えているため、令和七年度の補助施設数の想定を二十四施設としています。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 前倒しして設置を促していくことで理解しました。

つい先日、スマホなどを介したオンライン診療でトラブルが相次いでいるという新聞報道がありました。医師が診察しなかったり、初診で禁じられた向精神薬を処方したりと、医師法や国の指針に抵触しかねないケース。厚生労働省の指針では、初診から認められるのは原則として受診歴のあるかかりつけ医、それ以外でも健康診断結果などで患者の状態が把握できれば認めており、医師と患者双方での身分確認を求めている。しかし、守られないケースが続出しているということでした。厚生省が電話とオンラインでの診療について調べたところ、初診時に基礎疾患の情報が未把握なのにもかかわらず、八日以上薬を処方したり、向精神薬を出したりといった指針違反のおそれがある事例が二〇二三年一月から三月だけで千七百四十件発覚したと記事にはありました。

オンライン診療について、このようなリスクあるいはデメリットと

いったものがあるかと思いますが、この件に関して、県はどのように考えているのか伺います。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 日本医学会連合がまとめているオンライン診療の初診に関する提言では、オンライン診療に適さない症状として、直ちに対面診療を受けるべき状態、診断のために検査が必要な状態、投薬以外の治療を開始すべき状態が示されているほか、投与について十分検討が必要な薬剤が示されているなど、オンライン診療も全ての症状に対応できるものではないと県では考えています。

そのほか、オンライン診療の実施に当たっては、医療者側、患者側ともに情報通信機器やインターネット環境を整備する必要があり、さらに一定程度のＩＴリテラシーも必要であると考えています。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 ぜひそのようなリスクヘッジをしていただきたいと思います。

続いて、遠隔診療支援設備整備補助の概要について教えてください。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、県内の医療施設間をオンラインで結び、遠隔による診療支援を行うための設備整備に要する経費を補助するものです。

この遠隔診療支援により、地方病院等の医師が遠隔で弘前大学医学部附属病院等の専門医の指導、助言を受けることができ、医療の質の向上が図られるとともに、指導する医師の地方病院等への移動の負担軽減にもつながります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 これからあと二つ、関連事業になるかと思うのですが、これも、続いては遠隔ＩＣＵ体制整備促進事業費補助の概要についても

教えてください。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、弘前大学医学部附属病院等と地方病院の集中治療室、いわゆるICUをオンラインで結び、遠隔による診療支援を行うための運営費を補助するものです。

地方病院において集中治療専門医の確保が難しい中、患者の映像、生体データ等を弘前大学医学部附属病院等の専門医とリアルタイムで共有することにより、患者の急変時の対応を含め、専門医から指導、助言を受けることができ、迅速な処置を行うことが可能となります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 そして、もう一つ、遠隔周産期診療支援事業費補助の概要についても教えてください。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、弘前大学医学部附属病院等と地方病院をオンラインで結び、周産期専門医による遠隔での診療支援を行うための運営費を補助するものです。

地方病院において、周産期専門医の確保が難しい中、妊婦健診の超音波検査におけるエコー画像を弘前大学医学部附属病院等の専門医とリアルタイムで共有することにより、胎児異常等について、よりの確に診断することができ、真に高次医療機関への紹介が必要な妊婦のみを紹介することが可能となります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 遠隔診療についてもかなり高額な予算が組まれているわけなんですけれども、対象が全て弘前大学である理由について教えてください。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 弘前大学医学部附属病院では、令和六年十月に遠隔医療センターを設置し、地方病院と連携して、オンライン診

療や遠隔診療支援といった遠隔医療の取組を積極的に進めているところと。

このような取組は、県が進めるICTを活用した医療環境の向上と方向性が合致し、地域医療の維持、確保に資するものであること、県内では唯一、弘前大学医学部附属病院が主導して行っていることから、同医院が行う遠隔医療に係る設備整備に要する経費や運営費を補助することとしたものです。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 地方病院との連携によって救われる命が増えるということにぜひ期待しております。

続いて、歳出六款一項十目「農業経営対策費」、あおもり農泊推進事業の取組についてです。

農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験などを楽しむ農山漁村滞在型旅行として国で推進している農泊ですが、れども、まず、本事業実施の背景と目的についてお伺いします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本県における農泊の拠点施設である農山漁家民宿数は、経営者の高齢化等を背景に減少傾向にあり、これまで行ってきた大規模校の教育旅行の受入れが難しい状況となっています。

一方、一般旅行の受入れについては、インバウンドを含め本県への観光客が増加し、今後も好調と見込まれることから、農泊においても、その対応を強化していく必要があります。

こうした背景から、農山漁家民宿の新規開業者の確保、育成による受入れ体制の強化と魅力発信による農泊需要の拡大を目的に本事業を実施するものです。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 農泊に取り組んでいたただける方の確保というのが課題というのは以前からお聞きしているとおりなんですが、農泊実践者の

確保、育成に向けた具体的な取組内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 農泊実践者の確保に向けては、農林漁業者に加え、地域おこし協力隊などを対象に、個別の相談に対応しながら、旅館業法など関係法令に基づく許可手続や、一般旅行者の誘客に有効な宿泊予約サイトの活用方法などを学ぶ研修会を開催します。

また、農泊実践者の育成に向けては、関係人口づくりに意欲的な方々を対象に、アドバイザーを派遣し、宿泊に付随して行われる郷土料理づくりや農作業体験などを活用した受入れプログラムの作成を支援するほか、実践者同士が互いに学び合う交流機会の創出などに取り組んでまいります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 農業従事者の方々の別の収入源につながったり、また、関係人口、移住につながるような種まきになるような事業かと思っております。インバウンドも大事かもしれませんが、できれば教育旅行が拡大していくと、都会の田舎のない子たちが愛着を持って、そしてまた旅行に来る、あるいは大きくなったら移住の選択肢にも入るような、国内の方々の受入れに力を入れていただきたいということ我希望します。

続いて、歳出六款三項三目「畜産経営対策費」、子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業の取組について伺います。

畜産業の経営は、飼料価格の高騰、エネルギーコストの増加、労働力不足、市場価格の低迷等、複数の要因により依然として厳しい状態にあると思います。

そこで、新しい事業の目的について伺います。

○工藤（慎）委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 本事業は、子牛取引価格が低迷している中、将来の枝肉重量や脂肪酸組成などの子牛の遺伝的能力をゲノミック解析技術に

より明らかにし、その結果を県内家畜市場で公表することで、取引価格の向上を図るものでございます。

また、ゲノミック解析結果に基づき、評価の高い雌子牛を効率的に県内に定着させ、繁殖牛として利用することで、本県の繁殖経営基盤を強化していくことを目的として実施するものでございます。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 付加価値の向上につながるということだと思いますが、本事業の取組内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業では、子牛取引価格を向上させるため、繁殖農家が出荷前の雌子牛に対して実施するゲノミック解析に要する経費を全額補助し、この技術を活用した子牛生産を普及させていくとともに、解析結果を市場名簿で公表することで、子牛取引の活性化を促します。

また、評価の高い雌子牛の県内定着に向け、繁殖農家が導入する場合に、一頭当たり最大で二十万円の奨励金を交付し、繁殖雌牛群の能力の底上げと市場評価の高い子牛の生産を進め、繁殖農家の所得向上を図っていききたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 全額補助や奨励金といった手厚い支援ということだと理解いたしました。また、知事が直接、繁殖農家さんから声を聞いて反映させたということも伺いました。経営強化につながることを期待しております。

続いて、歳出六款三項三目「畜産経営対策費」、あおもり和牛評価向上対策事業の取組について、まず、本事業の目的について伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 近年、牛肉は脂肪交雑、いわゆる霜降りの多さだけでなく、口溶けのよさや風味の豊かさといった食味や脂肪の質が

重視される傾向にあることから、本事業では、こうした消費者ニーズを踏まえた取組により、他産地との差別化を図るものです。

また、令和九年に北海道で開催される全国和牛能力共進会は、和牛の認知度を高める絶好の機会となることから、上位入賞に向けた出品牛の生産対策などを講じ、本県がブランド化を目指しているあおもり和牛の評価向上につなげることを目的として取り組んでまいります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 霜降りだったらいいかではなくて、食味とかいろいろな面での評価というところになっていくということでした。

本事業の取組内容について、具体的に伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業は、県産業技術センター畜産研究所と連携しながら、牛肉の食味向上に関するオレイン酸含有量などのデータを収集分析し、今後の和牛改良に生かしていくほか、脂肪の質を高めながら早期に出荷する技術の確立に向けた試験を実施することとしています。

また、全国和牛能力共進会での上位入賞に向け、巡回指導により出品候補牛の発育や飼育管理のレベルアップを図るとともに、今大会は牛のストレスにつながる海上輸送が必要なことから、ストレス軽減に向けた輸送試験に取り組むこととしています。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 健康志向が高まっていますので、オレイン酸とかどういう栄養成分が含まれているのかというところも重要になってきているということですよ。ただ、早期出荷という説明があったんですけども、生産者の方からは、早期出荷について、きれいに仕上がらなくて、結果、単価が上がらないおそれがあるので非常に難しいという声もお聞きしたんですけども、県は肥育試験にどのように取り組んでいくのかお聞きします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 委員御指摘のとおり、一般的な早期出荷では脂肪の質の向上や枝肉重量の確保が課題となりますが、本事業において取り組む肥育試験では、生産コストの低減につながる早期出荷であっても、オレイン酸を多く含む飼料を給与することにより、口溶けや風味などの食味性に優れた牛肉生産を目指すこととしています。

この試験で得られる成果や知見については、農協等の指導機関と連携の上、生産現場への定着を図っていきたく考えております。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 早期出荷ができればコストが削減する。でも、味とか質はよい状態に、両方いいところを取るための試験ということで理解いたしました。成功することを期待しております。

また、五年に一度の和牛オリンピックが二〇二七年ということですが、これも期待しております。

続いて、歳出七款一項七目「企業立地・創出費」、半導体関連産業誘致促進事業の取組について伺います。

他の委員の皆様からも注目が集まってたくさん質問が出た事業ですが、改めて台湾半導体関連産業の誘致に向けた取組内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 経済産業部長。

○三浦経済産業部長 半導体関連産業は、地政学的リスクの顕在化や経済安全保障の確保等を背景に投資が拡大しているほか、給与水準が高いこと等から、人材の県内定着が見込まれる産業でございます。

県では、来年度から国内外の半導体関連産業の誘致に向けた取組を強化することとし、国外については、特に台湾企業の海外進出の動きが活発化しており、今後も日本への工場立地が期待されていることから、新たに企業誘致コーディネーターを現地に配置し、企業訪問等を

実施して本県の立地環境をPRするとともに、台湾企業の情報収集やニーズを把握することとしています。

また、台湾企業に本県の立地の検討を促すため、台湾企業等を招請し、本県の立地環境や産業集積の状況を直接視察していただくほか、台湾において立地環境プロモーションを実施いたします。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 台湾とは御縁が深い青森県ですけれども、半導体についてもそのような取組をされるということでお聞きしました。

半導体関連産業の誘致においては、いろいろな検討、そして長期的な取組が必要になってくるかと考えますけれども、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

○工藤（慎）委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 一般的に半導体製造工場の立地条件としては、広大な土地、多くの水、さらには専門的かつ高度な知識等を有する豊富な人材等の確保が必要とされており、こうした立地環境を本県で整備していくに当たっては、一定の期間をかけて計画的に取り組んでいく必要があると考えています。

このため、県では、来年度新たに半導体関連産業誘致促進連絡会議を開催し、県内の立地企業や大学等の助言を得ながら、本県の立地環境に適した誘致対象や誘致実現に向けた取組内容を中長期的な視点も含めて検討することとしております。

国では、二〇三〇年までにAI、半導体分野へ十兆円以上の支援を行うこととしておられるところであり、県といたしましては、国の動向を注視するとともに、県内関係機関、さらには東北地域での連携も図りながら、半導体関連産業の誘致に取り組んでまいります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 台湾との観光あるいはリンゴの輸出といったこととまた違いがありますので、誘致に関しましては、本当に台湾である必要が

あるのかどうかということも考えていただきたいと思います。

TSMC、熊本では様々な問題が起きております。農業や水資源の安全保障と経済合理性についてどう考えるのか。しかも、外国資本を入れて国益や県民の利益につながるのかという視点でも慎重に検討していただきたいと考えます。

北海道あるいは北上市といった事例もございます。できれば国内の製造業を盛り上げるためにも、そこで青森県と一緒に繁栄していくというような方向性で行われていくことを私は期待しております。

続いて、歳出十款一項五目「教育指導費」、学校DXスタートアップ事業の取組についてです。

まず、本事業の取組内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 本事業は、県立学校においてデジタルツールを活用することにより、教育の質の向上を図る学びのDXと校務の効率化を進める校務のDXを一体的に推進するものです。

学びのDXについては、生徒の資質、能力の確かな定着に加え、デジタル社会やグローバル社会に対応し得る知識や技術を備えた人材の育成を図るため、教科「情報」及び「外国語」で生徒個々のレベルに合わせた学習を支援するデジタル教材を活用するものです。

また、校務のDXについては、教職員の校務に係る負担の軽減を図るため、自動採点システムを県立高等学校及び県立中学校で活用するとともに、ICT教育サポーターを全県立学校に配置するものです。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 校務のDX化によって先生の負担が軽減されるということとは非常に重要なことかと思われました。

デジタル教材等を使用した学校の反応と今後の対応について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会が実施したアンケートの結果によると、デジタル教材を使用した生徒の満足度について、非常に満足または満足と回答した割合は、教科「情報」で約九七％、教科「外国語」で約九四％となっており、生徒が意欲的に学べる教材であるものと認識しております。

また、自動採点システムについては、使用した教員の約九四％が採点業務の効率化に役立っていると回答しており、校務に係る負担の軽減につながっているものと捉えております。

今後、デジタル教材については、これまでの活用事例を共有する機会を設け、効果的な活用の促進を図っていきます。また、自動採点システムについては、採点データによる分析が可能なことから、教材研究や授業改善につながるような活用の促進を図っていきます。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 非常に効率もよく、また、生徒たちの満足度も高いということが分かりました。

国が推進するGIGAスクール構想において、デジタルデバイスの導入から五年が経過しまして、デバイス更新による財政圧迫ですとか、また、学力の低下、心身の疲労、動画やゲーム依存、SNS利用による犯罪リスクなど、様々な問題が一方で浮上しております。海外では紙媒体に戻して、できるだけデバイス使用時間を削減しているという動きも出ています。また、国内でも、仙台市の教育委員会と東北大学が行った学習意欲の科学的研究に関するプロジェクトの調査結果により、通信アプリの使用時間の長さが直接的に成績を下げる方向に作用している可能性があることが判明しております。

そこで、生徒がデジタル端末を使用することによる弊害について、本県ではどのように考えているのか伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会では、令和六年三月に策定した青森県学

校教育情報化推進計画において、生徒の情報活用能力の育成に向けて、自他の権利を尊重し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図ること、ICT機器を使用することによる健康面への影響について配慮することなどに取り組むこととしております。

これらの取組により、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有した人材の育成を図ってまいります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 そういったリスク面のリテラシーの向上もぜひ周知をお願いいたします。

最後に、議案第四号「令和七年度青森県港湾整備事業特別会計予算案」、歳出一款一項二目「港湾建設費」、青森港ふ頭用地整備事業の整備内容についてです。

全洋上風力発電事業の建設拠点となる基地港湾として、全国六例目、県内初の指定となった青森港ですが、青森港油川埠頭の現在の整備状況と令和七年度の整備内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 県土整備部長。

○古市県土整備部長 国が公募を行っていた青森県沖日本海南側における洋上風力発電事業者が昨年十二月に決定され、青森港の基地港湾としての利用開始時期が令和十年四月とされていることから、これに向けて国と連携して整備を進めているところでです。

現在、県では、油川埠頭の用地整備のため、埋立免許申請手続を行っており、今月中に完了する見込みです。

来年度は、既設の防波堤の撤去作業、護岸を構成するブロック製作を実施する予定です。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 令和十年四月の完成に向けてということでしたが、令和八年度以降の整備内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 県土整備部長。

○古市県土整備部長 令和十年四月の基地港湾としての利用開始に向けて、国と連携しながら、順次、護岸及び埋立て工事等の整備を進めてまいります。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 この整備に関しましては、周辺住民、漁業者等から心配の声なども聞かれるのですけれども、これらの声について、県はどのように考えているのかお聞きします。

○工藤（慎）委員長 県土整備部長。

○古市県土整備部長 当該事業を進めるに当たり、これまでに整備箇所に近い油川地区の住民に対する説明会を二回、油川埠頭近隣で漁業を営む青森市漁業協同組合及び組合員に対する説明会を昨年度一回、今年度二回の計三回それぞれ開催しており、事業内容についておおむね御理解いただいたものと認識しております。

引き続き、工事着手前等の必要なタイミングで周辺住民等への説明会を開催し、情報提供などを行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 後藤委員。

○後藤委員 青森県の日本海南側の洋上風力、最速で二〇三〇年六月までの運転開始を見込むと伺っておりますけれども、今、世界は大転換しています。再生可能エネルギーの計画について、どのようになっていますか、多くの海外の資本家ははじめ手を引いているというニュースもどんどん飛び込んできておりますので、この五年でどのように動いていくのか不透明ということもあるかと思っておりますし、我が国のエネルギー政策がどのように転換していくのか分からないと私は考えております。ぜひいろいろな視点から慎重に進めるべきという意見を述べさせていただきます。私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○工藤（慎）委員長 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩

午後一時九分再開

○福土副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

鹿内博委員の発言を許可いたします。——鹿内委員。

○鹿内委員 無所属の鹿内ですが、質疑を行います。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」、歳出二款二項二目「企画調査費」、青森県教育改革有識者会議に関わる内容です。

一つとして、この有識者会議の設置期間について、二つとして、令和七年度の有識者会議の進め方について伺います。

○福土副委員長 総合政策部長。

○奈良総合政策部長 まず、設置期間でございますけれども、青森県教育改革有識者会議は、県教育施策の大綱及び教育施策全般にわたる専門的事項について、外部有識者の幅広い見地から助言等を得ることを目的に、令和五年七月三十一日に設置したものです。

設置期間についての定めはなく、会議の所掌事務であります教育施策の大綱に関する事項や教育施策全般にわたる専門的事項などについての知事に対する助言等の必要に応じて継続して開催されるものと考えております。

また、令和七年度の会議の進め方についてですが、これまで二回にわたり行われました有識者会議からの提言や教育施策の大綱等を踏まえ、今後、学校現場における教育改革の取組が加速していくものと考えています。

そこで、令和七年度における教育改革有識者会議では、教職員へのアンケートや教職員等との意見交換を実施し、現場の声を踏まえた議論を進めるとともに、県内外の先進事例の調査と共有、情報発信を行

うことなどにより、教育現場における改革に向けた取組を後押ししていくことになると考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 この有識者会議は知事部局にあるわけですが、私は教育の中立性あるいは独立性、自主性という観点から懸念を持ちます。

有識者会議を知事部局でなくて教育委員会所管にすると何か問題があるのでしょうか、副知事に伺います。

○富士副委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 ただいま鹿内委員に對しまして、設置期間、それから有識者会議の進め方について部長より答弁申し上げたところでございますが、来年度、県の教育改革有識者会議におきましては、現場の声を踏まえた議論を進めるとともに、県内外の先進事例の調査などによって、教育現場における改革に向けた取組をより一層後押ししていきたいと考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 そういう観点であれば、教育委員会所管のほうがよりベストかと思えます。

次に、歳出十款一項五目「教育指導費」、青森西高校と浪岡高校の統合に関する問題です。

令和七年度に準備委員会を設置ということで予算が提案されていますが、この設置目的と協議内容について、また、この準備委員会において、特に浪岡地域の関係者の声を反映させる必要があると考えますが、教育長の見解を伺います。

○富士副委員長 教育長。

○風張教育長 まず、設置目的と協議内容についてですが、第二期実施計画においては、青森西高等学校及び浪岡高等学校を統合し、東青地区統合校を令和九年度に開設することとしており、統合校の開設に向けた準備を進めるため、開設の二年前に統合対象校の関係者等

で構成する開設準備委員会を設置することとしております。

開設準備委員会においては、統合校の新たな名称や目指す人材像、特色ある教育活動等について協議するとともに、統合対象校間における連携の在り方等について情報を共有することとしております。

次に、浪岡地域の関係者の声を反映させるということでございますが、第一期実施計画期間における統合校の開設準備委員会では、統合対象校の校長や後援会等の外郭団体代表、関係市町村教育委員会教育長等を委員としております。

東青地区統合校の開設準備委員会については、これまでの取組等を踏まえながら、地域の声を反映させられるよう、委員構成を検討してまいりたいと考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 その検討の中で、特に浪岡高校の歴史、伝統、あるいは特色を継承、発展させるために、現在の同校の校舎を活用し、例えば新しい学校の分校ですとか、あるいはサテライト校ですとか、そういうことは今まではなかったわけですが、そういう新しい試みといえますか、そういう統合校の教育活動を実施するということについて準備委員会で検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○富士副委員長 教育長。

○風張教育長 計画的な学校配置の検討に当たっては、通学の利便性等を考慮することとしており、第二期実施計画において、東青地区統合校の校舎は青森西高等学校の校舎を活用することとしております。

また、統合校における教育活動の例として、地域行事への積極的な参加等、統合対象校がこれまで取り組んできた地域の歴史、文化に対する理解や愛着を深める教育活動の推進などを挙げており、開設準備委員会においては、このことも踏まえながら、委員それぞれの視点から様々な御意見をいただけるものと考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 次に、歳出二款二項三目「地域振興費」、ボールパーク並びに県営スケート場の基本計画策定事業の取組について伺います。

ボールパーク及び県営スケート場のそれぞれの整備場所の考え方及び整備場所決定に至るスケジュールについて伺います。

○福土副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 まず、ボールパークについてお答えいたします。

ボールパークの整備場所につきましては、現在の県営野球場がある青森市内を基本とし、にぎわいや交流の拠点としての機能を発揮できる場所としたいと考えております。

今年度、ボールパーク整備検討会議において、ボールパークに求められる機能、役割、望ましい整備場所の考え方などについて、報告書として取りまとめられることとなっており、県としては、報告書の内容等を踏まえながら、来年度、整備場所について決定したいと考えております。

続きまして、県営スケート場についてであります。

県営スケート場につきましては、来年度、移転整備に係る基本計画を策定することとしており、県としては、関係団体や有識者からの意見等も踏まえ、規模や機能等について検討を進めながら、整備場所についても来年度決定したいと考えております。

○福土副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 整備場所の考え方なんですけど、既にボールパークについては野球場用地として宮田地区に用地は確保されています。スケート場については、統合新病院は用地買収をしないというこれまでの県の考え方ですから、用地買収をしないで統合新病院を検討しているときに、それによって移るスケート場については用地買収をするというのは理屈に合いません。現に浜田地区住民からの意見の中には、使えるスケート場やサンドームを金をかけて移してという声はかなり多

くありますから、したがって、ボールパークにしても、スケート場にしても、いずれも用地買収はしないんだということをはっきり明言すべきだと思うのです。副知事、いかがですか。

○福土副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 先ほど部長から答弁申し上げましたとおり、整備場所については、来年度、基本計画策定等の過程で検討することになっておりますので、現時点で具体的な場所について言及はできませんので、御理解いただきたいと思えます。

○福土副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 そうしますと、スケート場に絞りますが、用地買収もあり得ると。それから、統合新病院については、津波浸水地域ということとで、現県立中央病院周辺はある面では駄目ということになっていきます。あるいは、安田地区には文化財がありますから、新病院については安田地区も問題ありと避けました。そうすると、スケート場については、まず、用地は買いません。浸水地域ではありません。あるいは、文化財等の地域ではありません。そういう一つの客観的な基準というのはしっかり示すべきだと思うんです。示さないということは、用地買収もあり得るといことですか。

○福土副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 繰り返しになりますが、委員御指摘の点については仮定の議論ということになりますので、例えばボールパークにつきましては、現在、検討会議において、望ましい整備場所の考え方などについてまとめている途中でございます。スケート場につきましても、来年度、関係団体や有識者等の意見も踏まえて検討することとしておりますので、その結果、適切な整備場所を選定してまいりたいと考えています。

○福土副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 もう一つは、スケート場の基本計画の予算案が出てきた

ということに非常に違和感を覚えます。統合新病院の基本計画はまだ決まっています。決まっていないということは、場所も決まっていという事です。場所も決まっていという事は、スケート場が移転するという事も決まっていという事です。副知事は今、仮定というお話されましたが、まさに仮定の話なんですね。スケート場の移転が決まっていに、決まることを前提として予算を出しているという事は、私はある面では議会軽視だと思っております。まず、そのことについて、副知事いかがですか。こういう予算の出し方です。

○福士副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 スケート場の移転に関しては、現在、計画策定を進めております統合新病院の基本計画を着実に進めていくために速やかな移転等が必要になってくるという前提で、予算の計上をさせていただきます。いただいているものです。

○福士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 私は速やかな対応を否定するものではありません。

病院の基本計画は今年度で決めると県は言っていますから、今年度決まったら、スケート場の基本計画を四月一日でもいい、二日でもいい、速やかに臨時議会を開けばいい。あるいは、六月定例会でもいい。今、何も決定していないのに、統合新病院の基本計画が決定していないのに、場所が決定していないのに、この時期にスケート場を移すということを前提とした提案はやはり乱暴だと。なぜ新年度に入って速やかに議会提案することが問題なんでしょうか。そうすべきだと思います。

○福士副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 スケート場の移転に係る予算案につきましては、あくまでも来年度の統合新病院に係る経費と一体的なものとして、今議会で提案させていただいているものです。

○福士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 納得できませんが、時間がありますから、次に行きます。この両事業が教育委員会ではなくて知事部局とした理由と、教育委員会の関わり方について伺います。

○福士副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 ボールパークの基本計画策定に当たりましては、野球場に係る専門的な知見はもちろんのこと、にぎわいの創出といった観点も重要となることから、スポーツ振興を所管する教育委員会と地域活性化や県有施設整備を所管する知事部局が連携して取り組んでいくことが効果的と判断し、地域活性化を所管する部局であります交通・地域社会部が事務局となって取り組むこととしたものです。

また、県営スケート場の基本計画策定につきましては、青森市によるサンドームの移転整備とともに、青森市のまちづくりを一つの観点として検討していく必要があることから、ボールパークと同様に交通・地域社会部が中心となって検討を行うこととしたものです。

両事業とも、教育委員会と知事部局が連携して取り組んでいかなければならないものであり、地域交通・連携課に教育庁スポーツ健康課職員を併任職員として配置するなど、連携を強化し、検討を進めていくところです。

○福士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 地方教育行政組織法には、スポーツに関する権限は教育委員会です。特例で首長がありますが、スポーツ基本法においてもスポーツ基本計画は文科大臣だと。そして、推進計画は地方教育委員会と。ただし、特別の場合もあります。県のスポーツ振興基盤整備計画は、教育委員会が平成二十三年に陸上競技場の整備をしています。そうすると、今、副知事が言われたように、主が知事部局、そこで教育委員会が連携するという形ではなくて、教育委員会が主になって、そこに知事部局が併任、これが法の趣旨でもあり、まさに教育という

観点から見ると当然だと思っておりますが、なぜそういう形ではないんでしょうか、そうすべきだと思います。

○福士副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 委員御指摘の所管に関しましては様々な考え方はあると思いますが、近年、全国では多様な世代が集い、様々な用途に活用できる交流拠点としてスポーツ施設が整備されている例があり、こうした野球場やスポーツ施設を取り巻く状況の変化を踏まえ、県では新たな野球場がにぎわいや交流の拠点となるよう、ボールパークとして整備する方針をお示ししたところでございます。

今回のボールパークの整備に当たりましては、地域づくりでありまして、地域活性化など幅広い観点を踏まえていく必要があることから、全体の調整役を地域交通・連携課とした上で、知事部局と教育庁の双方で関係職員の併任を行い、十分に連携して検討を進める体制としているものであります。

○福士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 納得できませんが、次に行きます。

歳出二款七項六目「原子力環境対策費」、原子力施設に係る安全対策事業の取組であります。本事業で安全確保対策を講じている日本原燃六ヶ所ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、再処理工場、それから東北電力株式会社東通原発並びにリサイクル燃料備蓄センターにおける令和六年度末の核燃料物質及び放射性廃棄物の量並びにそれぞれの施設における令和七年度の搬入量及び処分量について伺います。

○福士副委員長 危機管理局長。

○豊島危機管理局長 各施設の核燃料物質及び放射性廃棄物の量につきましては、安全協定に基づき事業者から定期的に報告を受けておりますので、その内容についてお答えさせていただきます。

ウラン濃縮工場におきましては、在庫量につきましては半期ごとに

報告を受けておりますので、直近の令和六年九月現在、48 Y シリンダで天然ウランが四十本、劣化ウランが千三百三十八本、30 B シリンダで濃縮ウランが百四十二本、回収ウランが六本となっております。

低レベル放射性廃棄物埋設センターにつきましては、毎月報告を受けておりますので、直近の令和七年一月末現在、二百リットルドラム缶の本数で、累計受入れ本数が三十六万七千三百七十九本、累計埋設本数が三十六万六千六百十九本となっております。

高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにつきましても、毎月報告を受けておりますので、直近の令和七年一月末現在、ガラス固化体の本数で受入れ済み数量及び管理数量ともに千八百三十本となっております。

再処理工場につきましても、同じく毎月報告を受けておりまして、直近の令和七年一月末現在、使用済燃料受入れ量が累計で三千三百九十三トン、再処理量が累計四百二十五トン、在庫量が二千九百六十八トン、ウラン製品の累計生産量が三百六十六トン、プルトニウム製品の累計生産量が六千六百五十八キログラム。

東北電力東通原子力発電所につきましては、新燃料は四半期ごとの報告のため、直近の令和六年十二月末現在、貯蔵数量が二百九十二体、使用済燃料は毎月報告を受けておりますので、こちらは直近の令和七年一月末現在で貯蔵数量が六百トン。

リサイクル燃料備蓄センターにつきましては、毎月報告を受けております直近の令和七年一月末現在、使用済燃料の受入れ量及び貯蔵量ともに十二トンとなっております。

続きまして、令和七年度の処分量等についてでございます。

令和七年度の核燃料物質及び放射性廃棄物の搬入量等に係る計画につきましては、先ほど御説明したように安全協定に基づく年度開始前までに県に報告されるのが年度末であるということから、現時点では報告を受けていないところでございます。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 歳入一款十一項一目「核燃料物質等取扱税」の新年度の
税収見込額です。新年度予算の中では、県税千五百五十九億円、うち
二百五十六億円、一六・四％が核燃税ということで、令和六年度より
も増えているわけでありまして、今、危機管理局長から答弁があつた
ように、そういう物資に対して税がかかっていくわけですから、当然、
公表できると思います。令和七年度の施設ごとの税収見込額及び課税
標準見込み量について伺います。

○富士副委員長 財務部長。

○千葉財務部長 施設ごとの税収見込額及び課税標準見込み量につ
きましては、納税者であります特定法人の事業に関連するものでありま
すことから、お答えは差し控えさせていただきます。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 北村知事、木村知事、三村知事時代、三県政にわたつて
は、いわゆる課税標準見込み量、税収見込額、施設ごとに全部公表し
ておりました。前の県政が公表したものが今の宮下県政では公表でき
ない理由は何でしょうか。

○富士副委員長 財務部長。

○千葉財務部長 過去におきましては、その時々状況によりお示し
しても差し支えないと判断したものと思われますが、現在のように、
創設時から施設数も増加し、納税義務者が複数存在する、そういった
状況にあります。税情報により慎重な取扱いが求められるものと
考えておりますので、御理解いただけるようお願いいたします。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 二百何十億円の金の出どころも言わない、使い方も言わ
ない、これだと、とても開かれた県政とは言えないと思います。

次に、歳出四款五項一目「環境政策総務費」、自然・地域と再生可
能エネルギーとの共生推進事業の取組について、当初予算に計上され

ておりますので伺いますが、市町村に対する協議会等の運営支援の対
象とする市町村の取組、二つ目としては、この市町村は何を根拠とし
て協議会等を設置するのか、条例を見てもないものですから、二点伺
います。

○富士副委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 まず、市町村に対する協議会等運営支援の対象とする
市町村の取組についてでございます。

再生可能エネルギー発電施設の設置に当たり、市町村は共生条例の
趣旨に基づいて促進区域の設定や事業計画の認定等を行うための協議
会等を設置、運営する必要が生じることから、これらの取組を支援す
ることとしております。

支援の具体的な内容としては、協議会の運営に要する経費に対する
補助や協議会への職員の参加、生態系、景観、歴史、文化など特定分
野の専門家派遣などを実施する予定でございます。

また、市町村が何を根拠として協議会等を設置するのかについてで
ございます。

共生条例案では、共生区域に関し、市町村の申出に基づき、地域の
自然環境等と再生可能エネルギーとが共生できるものとして市町村が
定めた区域、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域、農山漁村再エ
ネ法に基づく設備整備地域のうち、共生が図られると認められるもの
を知事が定めることといたしております。

このうち、地球温暖化対策推進法または農山漁村再エネ法に基づく
促進区域等を設定するに当たっては、それぞれの法令に基づいて協議
会が設置されることとなります。

また、これらの法令によらない区域設定も想定されますが、その場
合の指針として、構成員や協議の進め方など協議会等の設置、運営に
係る詳細につきましては、ガイドラインでお示しする予定でございま
す。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 そのガイドラインが出ていないので聞いています。ガイドラインについては後ほど伺います。

次に、今、副知事からあった地球温暖化対策推進法並びに農山漁村再エネ法に基づき市町村が既に設置をしている協議会、これらも支援の対象にするのか伺います。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 市町村が既に設置している協議会等が新たに区域設定を行う場合など、共生制度に沿って必要な事項を協議する場合には支援の対象とする方向で検討を進めています。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 市町村設置の協議会の構成ですとか活動内容、あるいは運営方法、あるいは設置期間、こういうものは条例には明記されておられません、何によって明示されるのか伺います。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 地球温暖化対策推進法及び農山漁村再エネ法に基づく協議会等につきましては、それぞれのガイドライン等においてその具体例が示されています。これら以外の協議会等については、県が作成する共生制度のガイドラインで具体例を示す予定となっております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 またガイドラインが出てきた。そのガイドラインが出てこないの聞いています。前に聞いた地球温暖化対策推進法、それから農山漁村再エネ法に基づく協議会の設置内容と、今後ガイドラインで示されるであろう協議会の内容、これがもし合致してなければどうなるのでしょうか、合致するように市町村に求めるということになるのでしょうか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 現在検討中のガイドラインにおきましては、地球温暖化対策推進法及び農山漁村再エネ法に基づくガイドライン等も参考にしながら、矛盾が生じないような形で定めていくことになると考えています。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 この協議会の設置期間は今後ガイドラインで示されるということですが、協議会は促進区域を設定し、そして共生事業を認定し、その上で環境アセスを行い、評価が終わり、そして着手、そして稼働ということになります。そうやっていきますと、期間的には二年になるのか三年になるか分かりませんが、そういうスパンの中でこの協議会というのはどこからどこまでの設置になるのでしょうか、それとも稼働するまで、あるいは稼働を始めても、この協議会というのは活動するのでしょうか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 先ほど参考にすると申し上げました地球温暖化対策推進法に基づく協議会等のガイドライン等を見ますと、設置期間については特段の定めはございません。また、農山漁村再エネ法においても、同じように設置期間については特段の定めを持っておりません。ということを考えれば、ガイドラインでお示しする内容についても、設置期間については特に定めないのでないかと考えておりますが、それらも含めて現在検討を進めているところでございます。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 これから定めるということは、冒頭聞いた市町村に対する支援、今回提案されているのは一地区百三十万円掛ける五地区ですか、この百三十万円という金額はいつまで交付されるのですか。期間の定めがない、そうすると、交付期間も現時点では定めがないということですか。そこはどういう扱いになりますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 今回御提案申し上げている予算の内容につきましては、あくまで令和七年度分のものとして計上したものでございまして、八年度以降の分は見込んだものではございません。仮に八年度以降も必要となった場合には、またその状況に応じて、必要に応じて予算措置を講ずることになると考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 市町村設置の協議会等が促進区域の指定、それから共生事業を認定するということでありますが、この際の基準は何に示されていますか、条例を見てもないので。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 基準ということでございますが、地球温暖化対策推進法及び農山漁村再エネ法に基づく事業につきましては、それぞれの法令で基準が示されているほか、現在、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に当たっての本県としての基準を作成しているところです。

これら以外の事業については、県が作成するガイドラインで基準となる考え方を示す予定でございますが、当然、地球温暖化対策推進法、農山漁村法に基づくガイドラインと矛盾が生じないような形で整理されていくということで今検討しているところでございます。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 促進区域の共生推進事業の認定の基準はガイドライン、手続は何によって示されますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 当然のように、ガイドラインの中で定めることとなります。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 市町村が設置する協議会が促進区域の指定を判断する際、

もちろん、事業の認定もそうなのですが、ゾーニングされない配慮すべき地域あるいは事項はどのように扱われますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 市町村が設置する協議会等では、各法令や関連するガイドライン等及び共生制度のガイドラインに沿って、例えばイヌワシやクマタカなど希少動物の生息域、あるいはIBA（重要野鳥生息地）など、自然環境、景観、歴史、文化等との共生に関する事項等について協議することとなりますが、その中で共生する上で配慮が必要な地域や事項に対する措置等についても考慮し、促進区域を定めることとなります。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 そうすると、促進区域の中には、県がこのたび示したゾーニングとして保全地域であったり、あるいは保全地域とされない配慮すべき地域、これらも市町村の判断によっては促進区域になるということがございますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 条例ないしは規則、あるいはガイドラインの中で、そういう部分については配慮してくださいと書いているわけですから、当然、それは市町村においても配慮することになるでしょうし、されるべきだと思っております。

また、その後のいわゆる環境アセスのプロセスの中でも、当然、意見が出されていくものですから、そういったものについては十分配慮されるものと考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 その十分配慮がよく見えないんですね。促進区域ということは、再エネ事業が実施できる、共生区域にするということでありますから。今、部長が言われたイヌワシだったり、オジロワシは天然記念物です。配慮した結果、ある市町村はこれを促進区域にしました、

ある市町村は促進区域にしませんでした、共生地域にしませんでしたということになる。しかも、飛行ルートもあります。それから、生息地もあります。今の共生制度の目的は、イヌワシであったり、オジロワシであったり、これを次の世代に残していきます、そのためにゾーニングします。しかし、ゾーニングだけではできないものがある。ゾーニングできないイヌワシ等です。これについてもきちんと条例に定めて保護すべきだと思うのですが、現時点ではありません、どのように保護しますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 これは本会議でも答弁申し上げましたが、条例案には事業者に対し義務を課し、または権利を制限することとなる事項を中心に規定し、これに関連する事務については、規則に定め、条例及び規則を補完するための詳細な事項については、条例及び規則の制定後に作成するガイドラインに記載することにしたところでございます。

また、ゾーニングについては、こういった流れの中で、条例に書いていないからといって、イヌワシの生息地が守られないということにはならないということについても、今までの御説明申し上げてまいりました。

先ほどの質問の中でもございましたが、例えばイヌワシの営巣地を促進区域として市町村が上げてきたらどうなるんだということでございますが、それは十分配慮されて、そこを除いた形で設定されることになるかと考えておりますし、また、最終的には県知事がそれについて認定するかどうかということを判断することになります。また、環境アセスにおいても、当然、それらについても配慮するような意見が出されるということになりますので、条例本文に書いていないからといって守られないということにはならないと考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 なぜ条例を使うのかといえ、県議会が議決して、拘束力をしっかり持たせる、だから条例なのであって、だから保護地域や保全地域、調整区域と分けているわけですよ。だから、一番上のランクの保護地域になぜしないのかという話なんです。

もう一つは、下北にはニホンザルがいます。指定地域というのはA地域、B地域、C地域です。ここは保護されます。しかし、ニホンザルはそこだけに生息しているわけじゃなくて、あっち行ったりこっち行ったり、それは餌場だったり、あるいは子育ての場所だったり、こちの場所とこちの場所を守らないと、下北のニホンザルは守れないんですよ。今の制度は、A地点とB地点を守るといって制度です。全体を守らない。よくある言葉ですが、木を見て森を見ずです。これだと守れないんです。このことについては、どのように対応されますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 ゾーニングにつきましては、これもるる御説明してまいりましたが、法令等で地域が明確なものについて指定をするという考え方を取っております。

また、ニホンザル等の保護ということになります。この条例のみならず県全体で様々な制度、例えばうちでは自然保護課というところもございます。そういった中で守られていくと。この条例に書いてないから守れないということにはならないものと考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 それだったら、条例つくる意味がないじゃないですか。十三湖とか小川原湖のハチョウのすむ場所は保護されます。しかし、ハクチョウの餌場は津軽の田んぼですとか、もちろん、県南の田んぼもそうですが、餌場も守らないといけないし、もちろん、ハクチョウは山を越えてきますから、バードストライクが発生しないように山稜も保護しなきゃいけません。現行の制度案ではその保護は書いていません。どのように守りますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 先ほどの答弁の繰り返しになります。様々な制度で守られることになると思っておりますし、今回の条例の趣旨は、自然環境や文化などを後世に伝えると。そのために様々なゾーニングをして、ここはできませんよ、ここはこういう手続を取ればできますよというものを定めた上で、市町村をはじめ地元の同意が得られた場合には、再生可能エネルギーの施設の設置が可能になると。円滑な導入を図るということを目的としているものでございまして、もちろん、自然環境も守りながら、再エネの導入を円滑に進めるといのが本条例の趣旨でございまして、それでハクチョウが守られないということにはならないのではないかと考えております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 仮に再エネの事業が設置される市町村については、意見聴取なり住民合意プロセスがあります。その周辺市町村についての意見聴取はどういう形でされますか。条例に明記されていませんので伺います。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 再エネ発電施設が立地する市町村の周辺市町村については、施設設置計画等の内容を踏まえて、県が必要に応じて周辺市町村の意見を聴取することを検討しており、そのような場合があることについてガイドラインに記載したいと考えています。

また、合意形成手続に関して、知事による認定や、認定の際に立地市町村及び県環境審議会の意見を聴くことなど、県の役割については条例案に示しております。市町村の具体的な役割については、ガイドラインにお示しするというのを予定しております。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 具体的に聞きますね。仮に岩木山麓の周辺に共生区域が設定された、あるいはする。そして、そこで再エネ事業を認定する、

しないは当該市町村、弘前市やつがる市になるでしょう。それが一つ。もう一つは、その手前です。藤崎町であったり、板柳町、鶴田町、あるいは大鰐町であったり、あるいは五所川原市、その手前の市町村はどこまで範囲になるのか。その際に景観があります。鶴田町から見る景観がある。弘前市だけの景観ではない。五所川原市から見る景観もある。さらに、飲み水があります。当然、それは保安林であったり、あるいは農業用水の確保があります。それはその地域だけではなくて、その下流も当然影響します。この部分については、今、部長が言われたように、その周辺の市町村については県が責任を持って意見聴取をするということ、そしてそれはガイドラインに示すということでございますか。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 どこまで広げるかというお話でございませけれども、基本的には協議会における協議の段階で、必要に応じて市町村間の調整を行うことになるであろうということで、今、検討しているところであります。

○富士副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 今、検討中ということですね。

国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインというのがあります。このガイドラインに山稜線、山並みを分断する等眺望の対象に支障を及ぼさないと。まさに今、私が周辺市町村の話をしてきたわけですが、仮に岩木山周辺の市町村から見ると、岩木山の山稜を分断するような形の眺望になってくると、国のガイドラインでは駄目ですよ、アウトですよとなっているわけですが、県の制度でも、そういう視点、あるいはそういう対応でいいのかどうか、そしてそれは何に示されるのか伺います。

○富士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 現在検討中のガイドラインは、様々な法

令等、あるいは先ほど申し上げた地球温暖化対策推進法なり、農山漁村再エネ法のガイドライン等も参考にしながらつくり込んでいる最中でございます。今現在、委員御指摘のお話も含めて検討しているところでございます。もちろん、ガイドラインに内容が記載されることとなります。

○ 富士副委員長 鹿内委員。

○ 鹿内委員 そのガイドラインはいつ、どういう方法で公表されるのですか、なぜ今まで公表されていないんですか。

○ 富士副委員長 環境エネルギー部長。

○ 坂本環境エネルギー部長 現在、ガイドラインの案について検討を進めており、案が整った段階で有識者会議の委員、市町村、事業者の意見を伺った上で、条例及び規則の制定後、速やかにガイドラインを作成し、県のホームページなどで公表したいと考えています。

○ 富士副委員長 鹿内委員。

○ 鹿内委員 議会にはいつガイドラインの案が示されるのですか。

○ 富士副委員長 環境エネルギー部長。

○ 坂本環境エネルギー部長 ただいまお答えしましたとおり、条例及び規則の制定後に作成し、公表するということになりますので、条例及び規則の制定後ということになります。

すみません、今、答弁漏れが一つございました。議会にいつ示すのかということがございますが、今のところ、ホームページ等で公表するということと考えているということ御了解いただきたいと考えております。

○ 富士副委員長 鹿内委員。

○ 鹿内委員 このガイドラインというのは共生制度の肝なんです。ある意味では車の両輪です。ゾーニングとガイドラインです。住民合意システムと三輪車かもしれません。このガイドラインをなぜ条例案、規則が出された後に示されるのか。もっと前から出すはずだった。

もう一つは、有識者会議と市町村には案を示しながら、議会になぜ案を示さないんですか。今、我々、条例案を審議しているのです。規則案も併せて審議をしている。この条例案が妥当かどうか、予算案が妥当かどうか、ガイドラインにかかるのです。ガイドラインの案を今、出してください。

○ 富士副委員長 環境エネルギー部長。

○ 坂本環境エネルギー部長 これも以前から御答弁申し上げておりますけれども、県の他の条例と同様、規則及びガイドラインは条例を補完するために作成するものであることから、議会の議決を要するものには該当しないと考えております。

○ 富士副委員長 鹿内委員。

○ 鹿内委員 議決案として出してくださいとは言っていないんです。これは一般質問、たしか常任委員会でも否定されてきていますから。今、条例案が出てきたので、ガイドライン案を出さないと、条例案は審議できませんよと言っている。

もう一つは、有識者会議と市町村に案を示しながら、なぜ議会に示さないのかということ。二つ伺います。

○ 富士副委員長 環境エネルギー部長。

○ 坂本環境エネルギー部長 先ほども答弁申し上げましたとおり、規則の制定が終わった後で様々な作業を進めるということで、現在作業中でございます。今現在お示しできるガイドライン、全体像というのは持ち合わせておりません。現時点でお示しすることはかなわないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○ 富士副委員長 持ち時間を超過しておりますので、これをもって鹿内委員の質疑を終了いたします。（「終わります」の声あり）

ここで執行部入替えのため、少々お待ちください。

〔執行部職員入替え〕

〔工藤（慎）委員長、委員長席に着く〕

○工藤（慎）委員長 菊池勲委員の発言を許可いたします。——菊池委員。

○菊池委員 自由民主党の菊池勲です。予算特別委員会の最後の質問者となります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第一点目、議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について、最初に歳出二款二項一目「企画総務費」、連携・協働による所得向上・労働力確保推進事業の取組について質問してまいります。新年度の予算説明で、産業基盤の強化に基づく所得の向上を最優先にして取り組むと宮下知事から説明がありました。所得向上とは大きく二つの考え方があり、一つは収入全体を増やしていくと、もう一つは可処分所得を増やしていくことであります。

収入全体を増やしていくことに注目すると、東京商工リサーチによる二月に発表した統計データでは、最新の賃上げに関する青森県内の中小企業の動向は八割で、前年比を一割下回るものの、引き続き賃上げを行っていく意向が示されています。また、現在行われている春闘においても、過去最も高い水準となる月額一万五千元以上、率にして六%以上の賃上げを求めるとされています。一方で、各都道府県と比較すると賃金上昇率は鈍いという点も課題として見受けられます。

そこで、青森県が今回の新事業として、所得向上ラウンドテーブルを実施する目的について、まずは質問させていただきます。

○工藤（慎）委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 青森県基本計画に掲げる二〇四〇年の目指す姿であります「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」の実現に向け、最も重要となるのは県民の所得向上であり、県はもとより、企業、団体などあらゆる主体が自分事として認識し、主体的に取り組んでいくことが重要であると考えています。

そこで、県民の皆様にも所得向上に関する本県の現状、課題について知っていただくとともに、今後の自らの取組等を考え、実践していく

機運を醸成していくことを目的として、参加者が円卓を囲んで議論し、その模様を広く配信する所得向上ラウンドテーブルを実施することとしたものです。

ラウンドテーブルでの自由活発な議論により、新たなアイデアが生まれ、県や各主体による、これまでにない取組の実践につなげていきたいと考えています。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今、答弁にありましたが、機運の醸成をしながら新たなアイデアを生み出していくという取組に関しては非常に共感するところもあります。

その中で、次の質問として、それでは所得向上ラウンドテーブルの内容と、さらには想定している参加者について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 総合政策部長。

○奈良総合政策部長 ラウンドテーブルで議論する内容の詳細につきましては今後検討してまいります。県民の所得向上をメインテーマとして、各種指標の推移などを踏まえた本県の現状、課題等の分析や、所得向上に向けた好事例の紹介、今後に向けた具体策の提案などについて議論していただきたいと考えています。

参加者についても今後検討を進めてまいります。知事をはじめ、数名による議論を想定しており、例えば所得向上に向けた取組を実践している企業経営者、金融機関の代表、学識経験者など、所得向上をテーマに自由で活発な議論がなされるような方を選定したいと考えております。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 内容、そしてまた人選は今後検討していくというものであります。やはりメッセージ性のあるものを期待してまいりたいと思います。先般、聞き取り等で聞いていますと、これを動画で配信す

るとか、様々、計画はされているようでもあります。県民も所得向上を強く望んでいると思いますので、県民にしっかりと刺さるようなメッセージ性のあるテーマ、そして内容を御期待申し上げます。

国交省がまとめた都道府県別の経済的豊かさの都道府県比較では、可処分所得に重点を置いた豊かさの指標として、青森県は平均収入が三百四十万円で四十五位、経済的な豊かさでは百六十六万円で四十二位、東北では最下位となっている現状があります。しかし、東北地方だからということはい訳になりません。山形県は二百三十七万円で全国三位、福島県は二百十四万円で十三位、秋田県は二百十一万円で十五位、岩手県は二百九万円で十六位と続き、東北の中では青森県が最も伸び代のある県であるということも言わなければなりません。

そういう意味では、所得を増やすことはもちろんのこと、可処分所得に重点を置いた三世代同居や三世代近居の多い山形県は三位、さらには世帯収入の高い富山県が二位になっているこのデータを参考にしていきたいと、暮らし方についての研究も重ねていくことが必要かもしれません。

ラウンドテーブルは新規性を問うだけではなく、伝統や青森県民のアドバンテージをうまく伝える観点でも行っていただきたいということとを要望に代えさせていただきます。

続いて、二番目でございます。歳出二款二項三目「地域振興費」、地域連携による交通ネットワーク確保・維持事業の取組について質問してまいります。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、青森県地域公共交通計画を令和五年三月に策定し、二〇二二年度から二〇二七年度までの五か年を計画期間として現在取り組んでいる最中と認識しております。度々、報道等でも取り上げられています。人口減少に伴うバス及び鉄道の乗客減少、さらには廃止路線が課題となっているのが青森県の現状でもあります。そこで、これら二つの点について、そ

れぞれ質問してまいります。

まずは、通学や通勤、通院、買物の日常生活の足として、都市部と周辺部を結ぶ広域バスの運行に関してです。路線数も近年は減少傾向が続き、二〇一九年度のデータでは四十一路線になり、十年前から比べますと六路線が減少している現状にあります。また、国庫補助の重要指標である平均輸送量も減少しているのが現状です。

そこで、質問に入らせていただきます。

広域路線バスの維持に向けて、本事業ではどのように取り組んでいくのか伺いたします。

○工藤（慎）委員長 交通・地域社会部長。

○松木交通・地域社会部長 複数市町村をまたいで運行される広域路線バスは、通院、通学、通勤といった県民の広域的な移動を支えるとともに、観光客の移動手段や地域間の交流促進という重要な役割を担っています。一方で、人口減少や車社会の進行による利用者の減少に加え、物価高騰や人手不足など、バス事業者を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのため、県では、広域的、幹線的バス路線に対する運行欠損補助を継続し、関係市町村やバス事業者等と連携して、路線の再編による運行の効率化やモビリティデータの整備などにより利便性の向上を図りながら、引き続き広域路線バスの確保、維持に取り組んでいきます。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 続いての質問に移ります。

弘南鉄道ですが、二〇二二年度二十七万人の乗客があった大鰐線に關しましては、周知のとおり、二〇二七年度末で廃止されるという報道がなされ、青森県としても代替交通の早期検討着手に向けて、県として事務局を設置し、宮下知事は県がリーダーシップを取って、早い段階で県民に代替交通を示せるようにしていきたいと述べられておりました。その意味では、二〇二五年にも代替交通の検討、そして利用

者や圏域の皆様にも安心していただけるような取組の必要性を感じております。

そこで、早速質問させていただきます。

弘南鉄道大鰐線運行休止後の代替交通の確保に向けて、本事業ではどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 弘南鉄道大鰐線は、令和九年度末での運行休止が決定されましたが、現在も年間約二十七万人の利用者があり、沿線住民の通学、通勤、通院を中心に観光客の移動手段としても利用されていることから、運行休止後の令和十年四月からの代替交通を確実に確保する必要があります。

このため、年度内に沿線市町、交通事業者等による代替交通の検討組織を県が事務局となって立ち上げ、弘南鉄道大鰐線や弘前市と大鰐町を結ぶ路線バスの利用状況を把握、分析した上で、既存の鉄道や路線バスの活用、路線バスの再編等について具体的に検討を進めていきたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今、廃止になっていくということに対する不安感のほうが強いようで、様々、私立高校の受験者数にも影響が出てきているように見受けられます。そういった意味では、早期に県民の皆さんが安心していただけるような形で案を示していただきたいと思えます。

続いて、三番に移ります。歳出二款三項二目「男女共同参画費」、働きやすく魅力ある職場づくり推進事業の取組について質問してまいります。

働きやすい職場というと、時代によって大きく価値観が変化しているように感じます。特に、いわゆるZ世代という一九九〇年代後半から二〇一〇年代前半に生まれた世代は、私たちと価値観自体が大きく変化しているように見受けられます。今以上に安定性や柔軟性、ワー

ク・ライフ・バランスを求めると言われておりまして、その中でも特にワーク・ライフ・バランスは現在も見直されながら進んでいる状況であり、Z世代は、より一層、ワーク・ライフ・バランスに注視する時代となっていくことと思えます。

現在の働き盛り世代では、特に女性の社会進出という大きな価値観に突き動かされている側面があると感じています。特に結婚や育児などの側面で大きく価値観に変化が生まれている、そういった世代の皆様の方により、今はワーク・ライフ・バランスに大きく注目が集まっていると思います。

そこで一点目の質問をさせていただきますが、本事業に取り組むこととした背景と課題についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 子ども家庭部長。

○若松子ども家庭部長 令和五年度に県で実施した県内企業の女性活躍推進に関する調査によりますと、就業規則等に育児休業制度の規定を定めている事業所が八八・六%となっております。

一方、県で実施した中小企業等労働条件実態調査によりますと、令和五年における県内中小企業等の男性の育児休業取得率は二六・六%となっております。

この差の要因につきましては、県内企業の女性活躍推進に関する調査において、男性の育児や介護のための休業取得の課題として、代替要員の確保が困難、休業中の賃金保障、男性自身に育児、介護休業を取る意識がない、前例となる者がいないなどが挙げられております。

このため、県では、男性の家事、育児参加の促進のため、これらの課題に対応する必要があると考え、本事業に取り組むこととしたものです。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 男性の育児休業制度を定めている事業者が八八・六%、ただ取得率が二六・六%ということで、このギャップは大変大きな課

題でもあると思っております。

さきの一般質問で、我が会派の工藤悠平議員が男性の育児休業というところで質問されておりましたが、これから男性も女性も社会の中で一緒になって子育てに取り組みながら、また、家事や様々なことに両方が一緒になって一体的に取り組んでいく、そんなことができるような社会になることが求められているというのが今の社会の価値観であると。

そういう意味で、本事業の目的と概要について、どのように取り組んでいくのか伺いたします。

○工藤（慎）委員長　　こども家庭部長。

○若松こども家庭部長　　本事業は、男性が育児休業等取得しやすくなるよう、男性の家事、育児参加の促進などについて、経営者等の意識改革を目的としたトップフォーラムや、企業等を対象に、国や県の取組、女性活躍推進の優良事例に関する研修会の開催、また、商工、農林水産、建設、労働組合などの関係十九団体で構成するあおもり女性活躍推進協議会を通じて、各団体に所属する事業所等への働きかけなどを行うこととしております。

また、業務内容の見直しやアウトソーシング、退職者の活用など、代替要員の確保が困難な中小企業において取り入れやすい対応策を紹介するガイドブックを作成し、県内企業に周知するなど、従業員が必要ときに育児休業等取得ししやすい職場環境づくりの促進に取り組んでいくこととしております。

○工藤（慎）委員長　　菊池委員。

○菊池委員　　ぜひ今、話をしていただいた取組については大いに推進していただきたいと思えます。

一方で、昨日終わりました宮城県議会では、男性の育児休業について取り組んでいる企業に対しては奨励金を出すという形で、企業の後ろから行政がさらに後押しするという制度が今回成立いたしました。

そういうところを参考にしながら、さらに青森県が男性の育児休業を取得しやすいよう、前向きな形に変えていただきたいと思いますと思っております。

続いて、四番目の質問、歳出四款六項一目「自然保護総務費」、しらかみアクティビティ・プロモーション事業の取組について質問してまいります。

二〇二三年に白神山地世界自然遺産登録三十周年を迎えました。白神山地の自然遺産としての価値やそれ以外に感じる価値については、ビクターセンターがリニューアルするなど、機会を通じて触れる機会が徐々に増えてきているように感じます。一方で、観光客を含め、令和四年まではコロナ禍もあり、右肩下がりであり、その価値を感じてもらおう方々が少ないことに私は大いに危機感を感じています。県内に自然遺産があること自体を認知していない状況も見受けられ、令和五年以降のアフターコロナとインバウンドの回復により、その価値にたくさんの方々に触れてほしい、そういう問題意識を持ちまして質問いたします。

まず、一つ目の質問です。白神山地の利用に係る現状と課題について伺いたします。

○工藤（慎）委員長　　環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長　　県の観光入込客統計によりますと、白神山地の来訪者数は、令和元年の約三十二万人から、今、委員から御指摘もありましたが、新型コロナウイルス感染拡大に加え、大雨災害が発生した令和四年には約八万人まで落ち込みました。

しかしながら、世界自然遺産登録三十周年の令和五年には、県や市町村、関係機関が連携して様々な取組を行い、約十三万人まで回復したところであり、県としては、今後、コロナ以前の水準までの回復を目指しているところであります。

このため、今年度にはアウトドアブランドと連携して開発した新たな

アクティビティをはじめ、白神山地の魅力を存分に体験できるプログラムの利用促進と県内外への情報発信を強化していく必要があると考えているとあります。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今回の答弁にもありましたが、三十周年を機に十三万人まで回復してきているということでありまして、このままV字回復ができていけばいいなと思いつながら、話を聞いておりました。

自然に触れながらアクティビティを行っていくという取組については、私も大変賛同するところではありますが、さらに本事業の具体的な内容について伺いたいと思います。

○工藤（慎）委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 本事業では、体験プログラムの利用促進を図るため、既存の予約システムをスマートフォンや多言語にも対応させるなど、利用者目線で使いやすく改善いたします。また、体験プログラムの魅力を国内外に発信するため、ユーザーズなどの様々な媒体や各種イベントで活用できるPR動画を作成することとしています。

また、関係市町村や体験プログラムの運営団体等と連携し、県民向けの体験会を開催するとともに、アウトドアブランドが横浜市と大阪府で開催するイベントにおきまして、白神山地と周辺地域の魅力が伝わるブース展示を行います。情報発信を強化することとしています。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 アクティビティのPRやシステムのリニューアルということでありました。

先般、県外のお客さんを冬の八甲田の樹氷に案内する機会をいただきました。何を言おうとしているかというところ、自然のありのままの姿ほど魅力的なものはないということだと私は思います。この冬の間でも、待ち時間は一時間から、多いときは二時間ということでありまし

て、それだけたくさんのお客でにぎわって、県内の人たちも行っている、そういう状況がありました。

一方で、今回の事業はもちろんですよっていただきたいんですが、冬、どういう場所になっているのか、私はちよつと想像がつかないんです。要するに、除雪がそこまで行っていないからなんですが、やはり冬の白神山地というものも見てみたい人たち、ありのままの自然遺産の形を見てみたい人たちがターゲットにした取組も、もう一方では大事なんじゃないかなと思います。

そして、今やTikTokをはじめとしたSNSで大いにいろいろな人たちが観光PRしています。その意味では、まだまだ白神山地、残念ながら、なかなかTikTokの中に出てきません。動画コンテンツとしても魅力的な場所にしていく、V字回復をしながら、白神山地の価値が世界の人たちに認められていくように新たに生まれ変わらせていただきたいということを要望に代えさせていただきます。

続いての質問に移ります。歳出五款一項二目「雇用対策費」、若年女性の県内定着・還流促進事業の取組について質問してまいります。

県がまとめた二〇二三年の転出超過率は、二十歳から二十四歳が男女ともに全国ワーストで、女性の流出が男性以上に多いことが分かりました。男性は奈良県と〇・二ポイント差の四・八七%、女性は高知県に〇・七四ポイント差の七・四四%の流出ということで、男性以上に女性の転出状況の深刻さが伝わってまいります。その理由は様々ですが、進学や就業のタイミングである十八歳から二十三歳が多いことが統計からも読み取れます。

そこで質問させていただきます。本事業に取り組み背景について伺います。

○工藤（慎）委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 昨年七月の県人口減少対策推進本部会議で報告された若者の人口移動に関する分析結果において、二十歳から二十

四歳の転出超過率は男女ともに全国ワーストであり、特に女性のマイナス度合いが大きくなっていること、転入者数の七割を十代から三十代の若者が占めているが、女性の転入者数は男性と比較して三割少ないことなどの特徴が示されました。

このため、このような若者の人口移動の特徴を踏まえ、若年女性を対象として、県内定着と県外からの還流の促進に取り組むこととしたものでございます。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今、話がありました。二十歳から二十四歳までの男女ともに全国ワーストであると。女性が深刻であるということは県も共通の認識であるということが分かりました。

一方で、これまでたくさんUIJターンであるとか、還流のための取組を行ってまいりました。二〇二五年、どのような取組内容で行っていくのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 令和七年度の本事業の取組内容ということでお答えさせていただきます。

本事業では、若年女性の県内定着を促進するため、県内の大学の就職講座や高校の就職イベントに県内企業で活躍する女性社員を派遣し、県内就職の魅力や青森県の暮らしやすさを女子大学生や女子高校生にPRするほか、県内企業を対象に、女性の新卒者の採用拡大や働きやすい環境整備等に関するセミナーを開催することとしております。

また、県外からの還流を促進するため、東京都や宮城県で開催される合同企業説明会に職員を派遣し、県内就職や県内企業の魅力、支援制度等を求職者にPRするほか、移住に関心を持つ女性が抱えるキャリアやライフスタイルなどの相談ニーズに対応するため、女性限定の移住者交流会を東京都で開催することとしております。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今、話にありましたが、様々な取組をやっているという思いは大変伝わってまいります。

昨年、常任委員会の調査で北九州市に伺った際、全国でもパイオニア的な存在であるウーマンワークカフェ北九州で説明を受けました。その取組内容は、セミナーを開くとか、いろいろな説明を受けるといっただけではなく、メイクセミナーであるとか、ママライフプログラム、ママドラフト会議という取組をしながら、女性をうまく就職につなげていこう、または女性に来てもらえるような仕組みをつくろうという取組を行っております。

私も移住者の方であるとか女性の方々と話をすると、もしかすると、私たちの感覚とちよつと違う感覚が必要なのではないかなと思うときがあります。女性の場合は自己肯定感をどう高めてあげるかということであるとか、メイクやおしゃれをしながら雑談しやすい雰囲気をつくっていく、コミュニケーションを取りやすい環境をつくっていく、そういった側面的なところから入っていくことがこのテーマでは重要なのではないかなということを感じております。

女性に関しまして、青森県の場合は、男性同様、本当にエネルギーに働いている方、または様々取り組んでいる方々もいらつしやいます。他県に負けないぐらい活躍されている女性の方がいらつしやいます。財産です。県には、こうした女性がさらに増えていくような取組の推進を図っていただきたいということを要望させていただきます。ぜひ北九州市の事例も参考にさせていただきたいと思っております。

というわけで、次の質問に移ります。歳出六款一項十五目「食ブランド・流通促進費」、「食」を通じたこどもまんなか事業の取組について質問してまいります。

こどもまんなか社会、今回の議会でも様々取り上げられてまいりましたが、この実現のために新規事業として取り組む本事業について質問させていただきます。

本事業実施の背景と目的についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本県は食材が豊かであるにもかかわらず、令和五年度に県が調査した食育関連項目において、産地や生産者を意識して農林水産物や食材を選ぶ県民の割合は七三・三％と二年前より約八ポイント減少しているほか、学校給食における県産食材の使用割合は六五・三％と横ばいで推移しております。

また、小・中学生にとって給食がない夏休み、冬休み期間は、共働きの家庭を中心に、食材に対する意識や食育への関心が希薄となり、孤食で栄養バランスも崩れがちとなる傾向があります。

このため、農作業体験などの食育講座に加え、学校給食や子ども食堂等での昼食の提供を通じ、食について学び、体験し、実食する機会を充実させることで、本県の次代を担う小・中学生の食への意識向上を図り、ひいては県産食材の消費拡大につなげることを目的に本事業を実施するものです。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 県産品の普及や活用、これは古くて新しいテーマだと私も認識しております、よく子育て中のお母さん方と話をすると、やはり産地はどこかとか、最近では添加物の有無、さらには無農薬かどうかとか、様々な観点で私もよく質問を受けます。お母さん方もよく勉強しているなと思うのですが、ただ、使用率でいくと、今、減少していたり、横ばいであるということがよく分かりました。

また、私も子供たちの孤食が増えているという状況に前々から危機感を持ちながら取り組んできたところもありまして、子ども食堂の設立に関わっていく中でいろいろやってみました、孤食が増えていく一方で、特に最近では夏休み、冬休みがないほうがいいと言っている人たちもいるということ聞きながら、半分は残念だな、半分は力不足だなということを感じながら、今の話を聞いておりました。

そこで、次の質問に移ります。本事業の主な取組内容についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 本事業では、学校給食を活用し、小・中学生のふるさと青森の食に対する理解と愛着心の向上を図るため、通常の給食に加え、地元産品を別途提供する市町村が他市町村の産品を一品プラスして提供する場にかかる費用を県が支援するものでございます。

また、学校給食がない夏休み、冬休み期間に地域での食育を推進するため、県産食材を使用したバランスのよい昼食を提供する子ども食堂等の実施団体の活動に対し、経費の一部を支援することといたしております。

このうち、夏休み、冬休み期間の昼食支援は、昨年十月に策定されたこども・子育て「青森モデル」における家庭と仕事の両立を推進する施策の一つとして取り組んでおります。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 ぜひこの取組が広がりながら、私は何でもあげていくというスタンスでなくて、本当は親子で一緒に料理を楽しむというような形、または誰かと一緒に料理作りをしていく、そんな子ども食堂というものが広がってほしいなということを強く感じながら、これはまたさらに取組の推進を図っていただきたいというところは要望させていただきます。

七番、歳出七款一項二目「商工業指導費」及び歳出七款一項六目「地域企業支援費」、小規模事業者等賃上げ環境整備・経営力強化促進事業の取組について質問していきます。

物価高騰と賃上げ、この二つのテーマは、企業経営をする上では、今は避けては通れない話となりました。特に物価は高まってほしいけど、賃上げが追いつかず、結果的に負担と感じてしまうのが現在で、本来は物価高以上に賃上げ上昇していくというのが現状のインフレ下

の求められる好循環となると認識しております。しかし、その恩恵は一部の企業だけ、または一部の事業者だけで、多くの青森県内の中小企業ではそうなっておりません。最も大きな要因は、企業に価格決定権がないことであり、商品価格を上げて賃金や収入に転換することができないという経営者の悩みが存在します。聞けば、取引が切られてしまうのではないか、お客さんが離れていくのではないかと大きな不安を抱えているのが現状でもあります。

そこで、県の今回の取組についてお伺いしていきます。

県内中小企業者における価格転嫁の現状について、県はどのように認識しているのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 経済産業部長。

○三浦経済産業部長 原材料やエネルギー価格、さらには賃金の上昇など、県内中小企業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

県の調査によると、物価上昇について、影響があると回答した中小企業者の割合は九割を超えています。また、価格転嫁について、全くとってきていない、またはコスト上昇に対して五〇%未満と回答した割合は六割以上となっております。県内中小企業者の価格転嫁は十分に進んでいない状況にあるものと認識しています。

さらに、事業者へのヒアリングでは、客離れの可能性を考えると、コスト上昇分の全てを転嫁するのは困難、物価上昇が続くため、価格転嫁を行っても追いつかないといった声が聞かれ、適切な価格転嫁の促進に向けた価格交渉に対する支援が重要であると考えています。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 県も認識してくださっているように、物価上昇が影響しているのは九割、そして価格転嫁できずにいるというのが六割という状況でもありました。これはデータ以上に本当に深刻だなと思うところが多々ありまして、よく売れているラーメン屋さんや居酒屋さんでも、ほとんど価格は横ばいで、自分たちの商品はいいものを売ってい

るのに自信を持っていない、またはうまくそれを価格転嫁できていないということが小売業者ですらあるのが現状です。

そこで、次の問いに移ります。本事業の取組内容についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 経済産業部長。

○三浦経済産業部長 本事業は、県内中小企業の収益力向上による賃上げに向けて、価格転嫁の促進と経営力の強化に取り組むものです。

具体的には、21あおもり産業総合支援センターに価格転嫁支援アドバイザーを配置し、積極的な訪問型の相談対応を行うとともに、原価の把握や価格交渉に必要なノウハウ等を習得する実践塾を業種や取引形態別に開催いたします。

また、昨年九月に設置した価格転嫁促進連絡会議を引き続き開催し、市町村や関係団体等との連携を強化するとともに、九月と三月の価格交渉促進月間において、新聞広告やテレビCM等の広報活動を実施することなどにより、県内中小企業の適切な価格転嫁を促します。

さらに、小規模事業者の付加価値向上及び販路開拓に向けた商談会開催や、小規模事業者が経営指導員の下、作成した事業計画に基づく取組に対し助成し、小規模事業者の経営力の強化を目指します。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今、説明いただきましたが、価格転嫁支援アドバイザーの設置や実践塾等を通じながら、様々、この後、価格転嫁につなげていけるような取組を県も行っていくということがありました。バブル崩壊から三十年以上続くデフレ経済での価値観というものを転換していこうというのが今の取組になると思っております。そういう意味では、まだまだ抜けていないのも青森県内の中小企業の現状でありますし、簡単に一年でこれらが改善されていくということではなくて、本当に息の長い取組の中で、経営者の人たち一人一人に勇気と自信を持ってもらって価格転嫁につなげていく。そして、国も今、下請代金

支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案を三月十一日に閣議決定しております。下請という文言が中小受託事業者と改正されております。様々な機会を捉えて、今の価格転嫁につなげていきやすい環境をぜひ生かして県には取り組んでいただきたいということ要望に代えさせていただきます。

続いての質問に移ります。歳出十款一項五目「教育指導費」、高校生のキャリア総合支援プロジェクト事業及び県立学校就職促進関連事業の取組について質問していきます。

二〇二四年三月に卒業する県内高校生の県内就職率は五八・九％と全国で最も低い状況となり、県外への流出が進み、青森県だけが六〇％を割り込む状況になっていることが浮き彫りになりました。それ以前も、二〇一八年以降、県内就職率は二〇二二年以外は最下位となっておりまして、県内定着率向上に向けたキャリア教育を行う重要性を感じております。

そこで、早速質問してまいります。高校生のキャリア総合支援プロジェクト事業の実施に至った背景と事業の概要について、県の認識をお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会では、平成二十二年度から高校生の就職支援事業に取り組んできましたが、県内就職者の割合やインターシップの実施率に課題があることから、全ての県立高等学校において、中長期的視点に立ったキャリア教育や県内定着に向けた取組を推進することとしております。

具体的には、県内就職に向けた支援やキャリア教育を担うキャリアサポートスタッフを県立高等学校十二校へ配置するとともに、インターシップ等の実施や就職に有利となる資格取得の支援、生徒が先進技能を学ぶための教員研修を実施することとしております。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 この質問は、我が会派の大崎委員も質問してきたテーマであり、進路指導の重要性という答弁もありました。私からすると、キャリアサポートスタッフという今回設置される新たなスタッフの役割の重要性を感じております。

そこで質問させていただきたいと思いますが、キャリアサポートスタッフの役割と求められる資質についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 キャリアサポートスタッフは、県内求人の開拓、生徒、保護者、教員への求人情報の提供や進路相談、学校と県内企業の相互理解のためのコーディネート、各校におけるインターシップの推進、大学等進学者への卒業後のＵターンを見据えた情報提供等の業務を担います。

また、キャリアサポートスタッフに求められる資質として、県内企業の情報に詳しいこと、生徒の就職活動を含むキャリア教育支援に関する相談、アドバイスができること、教員、保護者にも専門的な視点で助言できることが必要と考えており、元公共職業安定所職員や教員免許取得者、キャリアコンサルタントの有資格者などの任用を想定しています。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 このスタッフがこれから各高校等に配置されていきながら、キャリア総合支援プロジェクトが進んでいくという話であります。そこで、一点伺います。高校生のキャリア総合支援プロジェクト事業の目指す方向性についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 本事業では、県立高校生の資格取得の支援のほか、ビジネスマナーやコミュニケーション能力など、社会人としての必要な資質、能力、態度の育成に取り組みます。また、キャリアサポートスタッフの配置により、県内就職に向けた支援を強化します。

これらの取組により、キャリア教育のさらなる充実を図り、県内就職率の向上や離職率の改善、本県の地域産業に貢献できる人材の育成につなげていきます。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 私はかねてからこの取組は大事だと思っておりますけれども、キャリア教育に関しましては二つのことを両方やっていかなくちゃいけないというのが私の認識です。一つはキャリア教育自体の充実を図ること、もう一つは出口戦略として、実際に就職の部分はどう扱っていくかということであります。

今、青森県の高校生はどういう出口戦略になっているかというところ、一人一社制度という申合せ事項によって就職が行われています。私たちが考えている高校生の就職は、たくさん企業を選択しながら面接を受けるわけではなくて、高校卒業生の就職希望者は、基本的には九月に三者面談を行って、面接を受けた企業を一つに絞り込み、そして学校から推薦をもらって就職面接を行うという形になっております。二社、三社受けることができません。つまり、県外就職を希望している割合が今、四一％ということで、その人たちは県内企業に触れることもなく、県外企業に出ていってしまったという現実があるわけです。今の高校生の県内就職率の平均は七〇％を超えていますから、青森県の場合は一〇％超が最初から三者面談時点で県外企業を選んでいる。出口戦略の段階で、県内企業を選んではないというのが現実なんです。つまり、この現実を変えていかなきゃなりません。

そこで、二〇二二年、国でもこの一人一社制度という慣行を見直すべきということで、都道府県に通知も行われて、今、委ねられております。その理由は、全国でも隣県である秋田県を含め五県は見直しを行いながら県内定着率を高めている。さらには、今、現状でもちよっと伝えましたが、一人一社制度では、高校生の成人年齢の引下げや、さらにはキャリア教育形成を生かすことができないといった今

の課題が大きく横たわっていると認識しております。その判断をする会議が毎年行われており、青森県の場合は青森県高等学校就職問題検討会議となります。

そこで質問いたします。青森県高等学校就職問題検討会議における高校生の就職試験の応募の在り方の協議状況についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 青森県高等学校就職問題検討会議は、毎年四月に県教育委員会、県こども家庭部及び青森労働局が経済団体、PTA団体、学校関係団体等の関係機関と共に、新規高等学校卒業者の応募、推薦に係る方法や選考開始期日、就職慣行の在り方等について協議を行っております。

今年度開催した会議では、青森労働局から一人一社制についてのアンケート結果等が示され、企業、学校、生徒、保護者、それぞれにおいて、現状のままではよいと答えた割合が半数以上であったことから、これまでどおり、九月末までは一人一社制の応募、推薦とし、十月一日以降は一人二社までの応募、推薦とさせていただきます。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 アンケート調査結果では現状維持が五割以上ということでありましたが、私が聞いている範囲では、一人一社制度について、本当に正しい理解の中で、一人多社制がいいのか、一社制がいいのかということの比較がないままアンケートをやられているという状況もかいま見えると伺っております。各企業さんに聞いていきますと、高校卒業生の就職を希望している企業さんでは、私が聞いている中では、一人一社制ということについて知らない人たちが八割以上に上っているというところもありまして、本当にこの現状が正しいのかどうかというの、もう一回検討し直して、しっかり協議をしていただきたいなと思っております。

そこで、三つの点を挙げておきますが、現在は売手市場になっているということで、一人一社制度はなじまない、さらには成人年齢が引き下げられ、キャリア教育の充実が求められているところでも、今の一人一社制度はなじまない、そして、県内就職率が全国でも極めて低くなっているという現状を見ると、制度自体を改めていかなければいけないという事は、もう一度、協議をし直していただきたいということを要望に代えさせていただきます。次の質問に移ります。

歳出十款六項二目「文化財保護費」、県立郷土館整備検討事業の取組についてでございます。

こちらについては、先般の一般質問で我が会派の高橋修一議員が質問した内容でありまして、私自身も問題提起してきました。

青森県立郷土館は博物館としての位置づけであり、令和四年度に策定した長寿命化改修に向けた基本計画に基づき、令和五年度から今年度までの二年間で改修のための設計を行っているところであります。また、県立郷土館の耐震性能不足や老朽化への対応については、長期的な経済性を勘案し、青森県公共建築物活用方針に基づき、既存の施設の長寿命化を基本として設計を進めているところであるということが議会答弁でなされてきたところであります。

そういう意味では、いよいよ再開に向けてという中で、新たに県立郷土館整備検討事業が行われるということになりましたが、そこで質問いたします。本事業の概要についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県立郷土館については、令和四年度に策定した津波浸水対策等を考慮した基本計画に基づき、展示、収蔵庫等を二階以上に配置することとし、令和五年度から改修のための設計を進めてきました。その結果、建物の構造上、躯体や床の補強等が必要となり、それに伴う費用の増が見込まれました。

さらに、既存建物の長寿命化改修では、構造計算上、国の重要文化

財等を保管する特別収蔵庫の扉の荷重に耐えられないことが判明し、一部の棟の改築が必要となるなど、工事内容のさらなる追加や、これに伴う費用の増が見込まれたところです。

これらの課題を踏まえ、県立の総合博物館である郷土館が郷土の歴史、民俗、産業、自然などに関する資料の保存、展示等の博物館機能を維持しながら、将来的に安定して運営していくことを第一に考え、改めて整備方法を検討することとし、令和七年度は有識者による検討会議を設置し、今後の基本計画策定に向けた提言をいただくこととさせていただきます。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今ありましたとおり、途中途中で必要性が生じてきたということでありまして、今回は県立郷土館整備検討会議が設置されるということでありました。また、開館が延びるような状況になるということではありますが、本事業ではどのような内容を検討するのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 本事業では、展示手法や収蔵環境、整備場所候補地、国の登録有形文化財である建物の保存等を防災の観点や来館者の利便性を含め、長期的な視点で検討していただくことを想定しております。検討に当たっては、これまで県立郷土館が取り組んできた郷土の歴史、民俗、産業、自然などに関する資料の収集、保存や調査研究などのさらなる充実を目指し、今の時代に合った魅力ある博物館となるよう進めてまいります。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 魅力的な博物館になるようにという話でありました。

二つほど、私は前から問題意識を持っておりまして。今の建物自体は本当に大事な建物でありますので、保存、活用の考え方でどんどん取り組んでいただきたいと思います。一方で、前回の一般質問等で私

も問題提起しましたが、収蔵スペースや展示スペースには限界があるということを感じております。その意味では、しっかりと整備場所等も見直しが必要なのではないかなとこのころが一点。

もう一つは、北村元知事が掲げられた県立郷土館という名前です。これは大事だと思っておりますが、今、青森新時代であります。新たな名前をちゃんとつけていきながら、本当に県民の皆さんが楽しめる博物館になるよう、ぜひ検討を重ねていただきたいということをお願いに代えさせていただきます。

それでは、最後の項目の質問となります。議案第八十二号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」、歳出六款二項二目「りんご生産対策費」、りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業費補助の内容等についてです。

今冬の豪雪については、一般質問より各議員からその被害状況が述べられてまいりました。三月十四日現在の状況では、人的被害が死者九名を含む百七十六名、住宅被害が百三十九棟、非住家被害三百八十七件、そして現在分かっている農林水産関連被害総額は二億二千四百八十一万九千円となり、雪解けまで調査中の段階であり、今後も被害は拡大する見通しでもあります。改めて被害に遭った皆様には心よりお見舞い申し上げます。

そこで、今回はりんご等果樹雪害復旧緊急支援事業費一億六千四百十五万四千円について質問していきます。

今回、復旧に向けた機械の補正ということですが、本事業でどのような機械を借り上げることができるのかについてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業では、樹体の修復のほか、修復が見込めない木の伐採や伐根、折れた枝の収集など、被害を受けた生産者が園地の復旧作業に使用する機械を対象としています。

具体的には、修復に向けて、裂開した枝を持ち上げたり、伐根に活用できるバックホーのほか、枝を処理するための収集機や粉碎機及びそれらを牽引するトラクター、折れた幹を破砕するウッドチップパー、大枝や幹を分割する薪割り機などを想定しております。

○工藤（慎）委員長 菊池委員。

○菊池委員 今、機械の種類等がありました。今回、機械等だけの補正という形で出てまいりましたが、今回の雪害によって、高齢世帯の生産者の皆さんがこの雪の状況で園地がぼろぼろになって、これを機に、せっかくないいりんごをつくってきた人たちが引退してしまうのではないかとということが一番大きい懸念点でもあります。そういう結果にならずに、今後もりんご生産をしてほしいということでは、さらなる応援も必要ではないかとこのことを考えるとあります。その意味では、今冬の雪害を踏まえ、県はりんご産地づくりによいように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 昨今の気象変動や災害が激甚化している状況を踏まえると、これまで以上に災害を想定したりんごの園地づくりが求められます。

特に雪害については、今冬の豪雪で枝折れや幹の裂開が見られたことから、今後は雪が積もりやすい大枝に支柱を入れるなど、事前対策を強化するよう、関係団体と連携し、生産者へ呼びかけていきます。

また、降雪量の多い山間部では、国の事業を活用し、省力樹形への転換と併せて、平場への移行を促進するとともに、内部に空洞や裂開のある古い木は被害を受けやすいため、計画的な園地の若返りを指導するなど、今冬の雪害を踏まえた産地づくりに取り組んでまいります。

○工藤（慎）委員長 これをもって質疑を終了いたします。

この後、引き続き議案の採決を行います。少々お待ちください。

〔執行部職員入室〕

◎ 付託議案採決

○工藤（慎）委員長 これより議案の採決をいたします。

議案第一号の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○工藤（慎）委員長 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第十五号の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○工藤（慎）委員長 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第二号、議案第九号及び議案第十号、以上三件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○工藤（慎）委員長 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第四号の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○工藤（慎）委員長 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第三号、議案第五号から議案第八号まで、議案第十一号から議案第十四号まで、議案第十六号、議案第十七号及び議案第八十二号、以上十二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○工藤（慎）委員長 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

以上をもって予算特別委員会の審査を終わります。

なお、委員長報告の作成については、本職に御一任願います。最後に、一言御挨拶を申し上げます。

今回の予算審査に当たりましては、委員並びに関係者各位の御協力により、滞りなくその審査を終了することができました。厚くお礼を申し上げます。

これをもって予算特別委員会を終わります。

午後三時十五分終了